

陳情第166号	受理年月日	平成28年9月16日
付託委員会	環境建設委員会	
陳情者	八幡東区豊町9-17 本田 貴美子 外2名	
件名	工事施工業者の慎重かつ厳格な選定と監督の徹底について	
要旨	<p>北九州小竹線道路改築工事の施工会社は、平成26年4月22日から24日にかけて、騒音法及び振動法に基づく特定建設作業の届出をせずにコンクリートく体破碎工事の振動被害とガス管破損事故を起こした。</p> <p>同会社は、西部整備事務所に上記3日間の工事内容を偽って報告しただけでなく、ガス漏れ事故を起こしたことも一切報告せず組織ぐるみで隠ぺいした。もともとその翌日に枝管切断工事を行うことを予定していたガス会社の下請け業者を早目に呼び出したことで、ガス漏れ事故として把握されていないのである。前代未聞だ。</p> <p>平成26年7月下旬、いつもより振動が大きい旨を西部整備事務所に伝えたところ、施工会社の現場代理人が怒鳴り込んできて数々の暴言を吐いた。この暴言をやめさせるよう西部整備事務所に申し入れたが、担当職員は「聞いていないし、それは自分の仕事ではない」と言われた。</p> <p>また、工事振動被害についてコンサルタント会社による調査が行われたが、その報告書や写真はいいかげんなものであり、そしてまた、暴言があった。同会社は市役所の弁護、擁護、代弁者であり、中立の立場ではない。</p> <p>については、業者選定及び業者の監督・管理を慎重かつ厳格に行うよう改善していただきたい。</p>	